

防地防第1319号
26. 2. 6
一部改正 防地防(事)第65号
27. 11. 13

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱第2条第2号に規定する別に
定める施設について (通達)

標記について、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱 (平成19年防衛省訓令
第121号。以下「訓令」という。) 第2条第2号の規定に基づき、下記のとおり
定められたので通達する。

記

- 1 都道府県及び市町村以外の者が設置する施設のうち、厚生労働省が定める認
可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について (平成17年雇
児発第0121002号) による証明書の交付を受けていない施設
- 2 当該施設の保育室等の総面積 (訓令第2条第2号に規定する事業を行うに際
し補助事業者が面積を増やす場合は、当該面積を含む。) が、次の各号に掲げ
る面積を確保していない施設 (へき地保育所 (児童福祉法 (昭和22年法律第
164号) 第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認
められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、都道府県知事
(指定都市及び中核市の市長を含む。) が指定したものをいう。) を除く。)
 - (1) 1日に保育する乳幼児の数が20人以上の施設厚生労働省が定める保育所の設置認可等について (平成12年雇児発第2
95号) 第1に規定する定員の最小定員 (20人) に、当該施設が所在す
る都道府県 (指定都市及び中核市を含む。) が児童福祉法第45条の規定

により条例で定めた基準における乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の乳幼児1人当たりの面積のうち最小のものを乗じて得た面積

(2) 1日に保育する乳幼児の数が19人以下6人以上の施設

児童福祉法第6条の3第10項に規定する定員の最小定員(6人)に、当該施設が所在する市町村が児童福祉法第34条の16の規定により条例で定めた基準における乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の乳幼児1人当たりの面積のうち最小のものを乗じて得た面積